

令和4年度

包括外部監査の結果報告書 (概要版)

(財産の管理及び運用に係る事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 奥谷 恭子

目次

第1	包括外部監査の概要	- 1 -
【1】	外部監査の種類	- 1 -
【2】	選定した特定の事件	- 1 -
【3】	特定の事件を選定した理由	- 1 -
【4】	包括外部監査の方法	- 2 -
【5】	包括外部監査人補助者	- 2 -
【6】	包括外部監査実施期間	- 3 -
【7】	利害関係	- 3 -
【8】	監査の結果及び意見の記載方法	- 3 -
【9】	略称等	- 3 -
第2	基金の管理について	- 3 -
【1】	基金制度の概要	- 3 -
1.	基金の根拠法令	- 3 -
2.	基金の種類	- 4 -
【2】	市の基金の概況	- 4 -
1.	基金残高の推移	- 4 -
2.	設置している基金の一覧	- 5 -
3.	他の中核市との基金の規模比較	- 6 -
4.	ふるさと納税の状況	- 7 -
【3】	基金の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	- 10 -
1.	基金の活用について	- 10 -
2.	基金の資金運用について	- 12 -
【4】	各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	- 12 -
1.	〔職員課〕職員厚生事業基金	- 12 -
2.	〔健康保険課〕国民健康保険出産費資金貸付基金	- 13 -
3.	〔こども若者政策課〕こども夢基金	- 13 -
4.	〔文化・スポーツ振興課〕文化振興基金	- 13 -
5.	〔農とみどりの振興課〕森林環境譲与税基金	- 13 -
6.	〔土木管財課〕高井道子公園基金	- 13 -
7.	〔学務給食課〕奨学基金	- 14 -
8.	〔学務給食課〕奨学資金貸付基金	- 14 -
9.	〔学務給食課〕三好萬次奨学基金	- 15 -
10.	〔学務給食課〕杉本久仁一こども食育支援基金	- 15 -
11.	〔生涯学習課〕図書館資料充実基金	- 16 -

第3 債権の管理について	- 16 -
【1】債権の概要	- 16 -
1. 債権の定義	- 16 -
2. 債権の区分	- 16 -
3. 市の債権管理の概要	- 17 -
【2】債権の概況	- 17 -
1. 収納未済額の推移	- 17 -
2. 監査の対象とする債権	- 19 -
【3】債権の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	- 20 -
【4】各債権の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見..	- 20 -
1. [高齢介護課] 老人福祉施設利用者負担金等の債権管理について.....	- 20 -
2. [障がい福祉課] 障がい福祉サービス費等返還金の債権管理について....	- 20 -
3. [住宅管理課] 市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等（駐 車場・作業場使用料等）の債権管理について.....	- 21 -

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象
財産の管理及び運用に係る事務の執行について
2. 包括外部監査対象期間
原則として、令和3年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和4年度の状況及び令和2年度以前も含めた。

【3】特定の事件を選定した理由

八尾市（以下「市」という。）の財政は、平成26年度と平成27年度において多額の「公共公益施設整備基金」を取り崩すなど厳しい時期もあったが、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を進めてきたところであり、その結果、近年は改善基調にある。

しかし、今後は高齢化に伴う扶助費の増加、公共施設の老朽化対策などにより歳出の増加が予想される。そのため、市は「新やお改革プラン」の基で市民サービスの充実と持続可能な行財政運営の両立を実現するべく取り組んでいるが、行政全体のスリム化を進めるために財産の管理及び運用に関する事務が効率的に行われることも重要である。

財産のなかでも基金は、令和3年度末において27基金、その残高総額は14,062百万円あり、市の年間の市税の3分の1に相当する規模である。そのうち財政の安定に必要な財源対策用基金である財政調整基金については可能な限り維持を図るとされており、特定の目的のために資金を積み立てたその他の基金も、市における将来に向けた「貯金」と言えるため、基金の管理と運用が適切に実施され、有効活用されることは重要であると考ええる。

また、令和2年度末の債権（収入未済額）は4,157百万円あり、重要な財源であることに加え、市民負担の公平性確保の観点から、債権の効率的な回収や適正な管理は重要であると考ええる。

以上から、基金や債権をはじめとした財産の管理及び運用に関する事務の執行について、法令等への準拠性、有効性及び効率性の観点から検討することは、市の行財政運営にとって有益であると判断し、当該事件を監査テーマとして選定した。

【4】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

財産の管理及び運用に係る事務の執行について、主に下記の観点から検討した。

(1) 基金の管理

- ① 基金の目的、意義について
- ② 基金の設置・積立て・取崩し・運用は、法令、条例、規則等に準拠して適正に実施されているかどうか
- ③ 基金は有効に活用されているか
- ④ 基金財産の運用は効率的かどうか
- ⑤ 基金の今後の見直し・廃止の必要性について

(2) 債権の管理

- ① 債権管理体制は、関連法令及び規則等に従い、適切に整備、運用されているか
- ② 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い、適時に、適切に行われているか
- ③ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか
- ④ 債権の保全手続は、適切に行われているか
- ⑤ 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか
- ⑥ 不納欠損処理は、適切に行われているか

上記の各項目について、有効性、効率性及び必要性の観点で、適切に執行されているか検討する。

2. 主な監査手続

上記の監査の視点に基づき実施した主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 適用される諸規程、マニュアル等を閲覧した。
- ② 基金については設置経緯、残高推移、財源、実施した事業の内容等を、債権については発生要因、残高の推移、管理状況等を把握するため、調査票を配布し、担当課に提出を求めた。
- ③ 監査対象とした基金及び債権を管理する担当課に質問を行った。
- ④ 監査対象とした基金及び債権に関する関係帳簿等を閲覧した。

【5】包括外部監査人補助者

宮本 豪 (公認会計士)

川本寛弥 (公認会計士)

河野将之 (公認会計士)

田中孝之 (公認会計士)

宮原朋子 (公認会計士 (監査実施期間中に登録、登録日は令和4年8月24日))

柿平宏明 (弁護士)

【6】 包括外部監査実施期間

令和4年7月1日から令和5年1月25日までの期間で監査を実施した。

【7】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

【8】 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）からは是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

【9】 略称等

1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R3年＝令和3年

2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

3. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 基金の管理について

【1】 基金制度の概要

1. 基金の根拠法令

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる（地方自治法第241条第1項）。

2. 基金の種類

基金は、①特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるための基金（積立基金）と、②特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（定額運用基金）の2つに大きく区分することができる。

また基金の活用方法により、以下の種類に分類される。

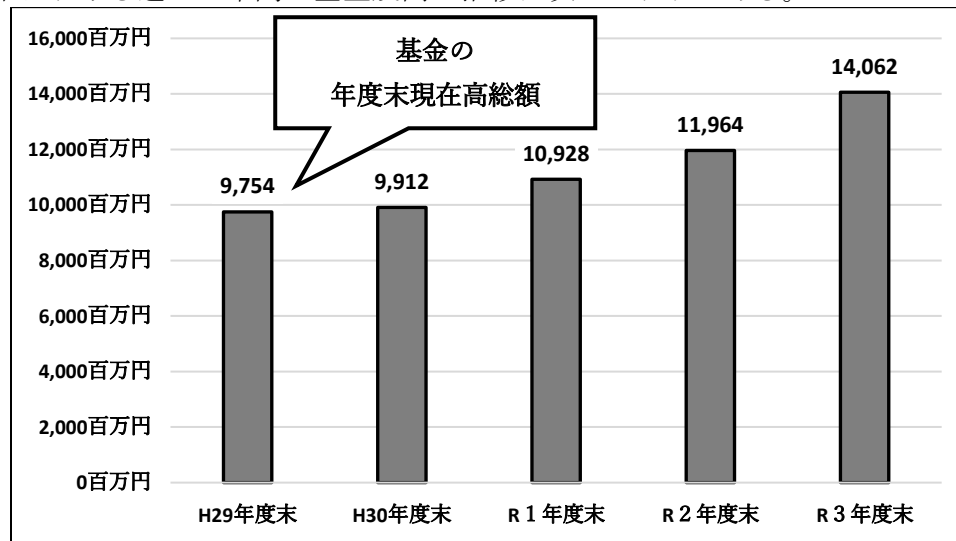
区分	種類	内容
①積立基金	取崩し型	特定の事業の財源に充てることにより、基金が費消される
	果実運用型	基金を費消せず、基金の運用益を特定の事業の財源に充当する
	混合型	上記の両方を併せ持つ基金であり、現状では運用益のみが事業充当されているケースも多い
②定額運用基金	回転型	貸付など、基金を繰り返して使用する

※上記は、監査人が基金の検討を進めるために、国が平成18年8月15日に閣議決定し公表した「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を参考に整理したものである。

【2】市の基金の概況

1. 基金残高の推移

市における過去5年間の基金残高の推移は次のとおりである。



(出典：「一般会計・特別会計歳入歳出決算書」内の「財産に関する調書」より)

2. 設置している基金の一覧

令和3年度に市が設置していた基金は以下のとおりである。全ての基金を監査対象としている。各基金に記載した種類名については、監査人が、条例の定めや現在の活用状況等を勘案して、取崩し型、果実運用型、回転型に区分したものである。

(単位：千円)

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高	種類
1	地域安全・安心のまちづくり基金	危機管理課	H17.3.31	197,851	取崩し型
2	災害支援基金	危機管理課	H23.7.1	152,120	取崩し型
3	職員厚生事業基金	職員課	S42.3.25	113,000	取崩し型
4	財政調整基金	財政課	S61.3.31	7,385,829	※1
5	公共公益施設整備基金	財政課	H13.4.1	1,540,789	取崩し型
6	財産区基金	財産活用課	S48.4.1	24,599	取崩し型
7	市民活動支援基金	コミュニティ政策推進課	H17.3.31	29,308	取崩し型
8	生活援護資金貸付基金	地域共生推進課	S48.11.1	194,354	回転型
9	地域福祉推進基金	地域共生推進課	H4.3.31	624,582	取崩し型
10	介護保険給付費準備基金	高齢介護課	H12.4.1	1,343,101	取崩し型
11	国民健康保険出産費資金貸付基金	健康保険課	H13.4.1	31,525	回転型
12	国民健康保険事業財政調整基金	健康保険課	H31.3.25	1,208,999	取崩し型
13	こども夢基金	こども若者政策課	H22.3.31	395,467	取崩し型
14	産業振興基金	産業政策課	S60.3.30	68,093	取崩し型
15	河内音頭振興基金	観光・文化財課	H29.3.27	6,275	取崩し型
16	魅力ある観光創造基金	観光・文化財課	R4.3.24	10,050	取崩し型
17	文化振興基金	文化・スポーツ振興課	S60.3.30	18,258	取崩し型
18	緑化基金	農とみどりの振興課	S60.3.30	204,020	取崩し型
19	さくら基金	農とみどりの振興課	H26.4.1	52,553	取崩し型
20	森林環境譲与税基金	農とみどりの振興課	R1.7.16	27,402	取崩し型
21	高井道子公園基金	土木管財課	H16.9.27	35,550	取崩し型
22	市営住宅整備基金	住宅管理課	H16.3.31	6,061	取崩し型
23	奨学基金	学務給食課	S37.4.3	205,730	取崩し型
24	奨学資金貸付基金	学務給食課	※2	5,426	回転型

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高	種類
25	三好萬次奨学基金	学務給食課	H1. 3. 30	50,000	果実運用型
26	杉本久仁一こども食育支援基金	学務給食課	H26. 3. 26	104,487	取崩し型
27	図書館資料充実基金	生涯学習課	H27. 7. 13	26,341	取崩し型

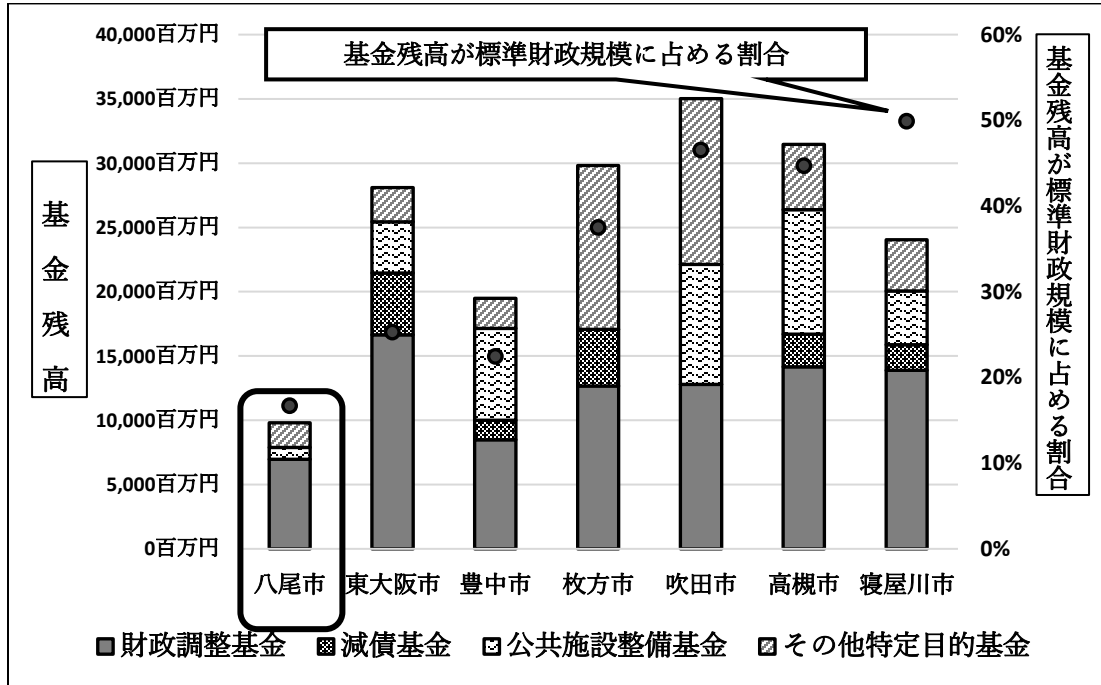
(出典：上表の基金は、「令和3年度八尾市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」から、「8. 財産に関する調書」の「4. 基金」より)

- ※1 財政調整基金は、年度間の財政調整や大規模災害など不測の事態が発生した際の活用が見込まれるものである。
- ※2 No24. 奨学資金貸付基金は、No23. 奨学基金において実施する貸付事業を区分したものであり、地方自治法に基づき設置された基金ではないため、設置時期の記載はしていない。

3. 他の中核市との基金の規模比較

八尾市の基金の積立ての状況を理解するため、大阪府内の中核市との比較を、大阪府が公表する「大阪府／令和2年度決算 市町村別 財政状況資料集」を利用して実施した。

<令和2年度末の基金残高（普通会計）>

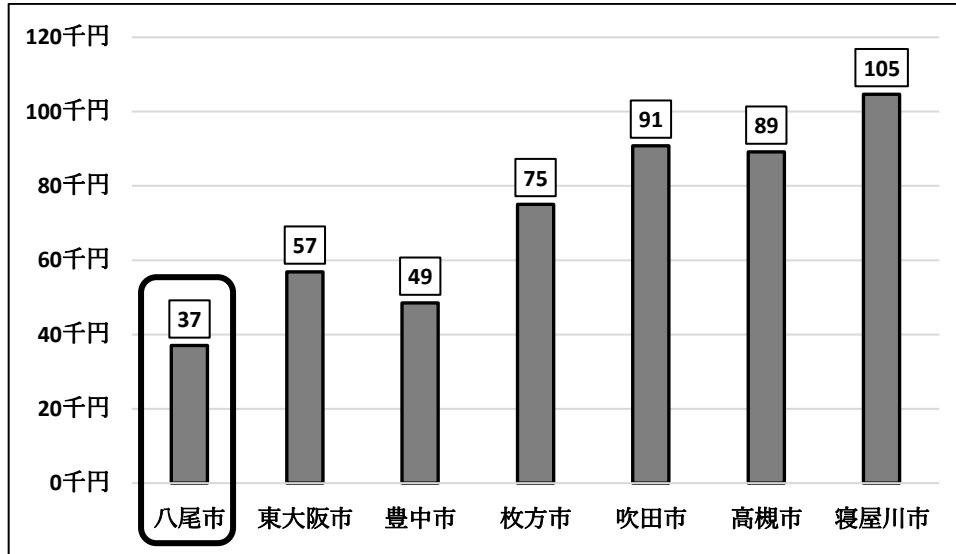


(出典：大阪府が公表する財政状況資料集より監査人が加工)

注：枚方市は、公共施設整備基金はない。別途、新庁舎及び総合文化施設整備事業基金が5,128百万円、施設保全整備基金が3,722百万円あり、その他特定目的基金に含めて集計した。

令和2年の国勢調査における人口に基づき1人あたりの基金残高を算出した結果は下表のとおりである。

<令和2年度末の1人あたりの基金残高>



(出典：大阪府が公表する財政状況資料集より監査人が加工)

上表からもわかるとおり、八尾市の基金残高は、大阪府内の他の中核市と比べて、相対的に少ない。これは、財源不足に伴い平成26年度、27年度に多額の財政調整基金を取り崩したことも一因にあると考えるが、財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金という特性にあって、必要時には取り崩すためのものであることから、必ずしも基金残高が少ないことが問題であるものでもない。

また、人口減少など将来的な課題を見据えながら成長と改革の好循環を実現するため「新やお改革プラン」の取り組みを進めており、基金も少しずつ増加している。

4. ふるさと納税の状況

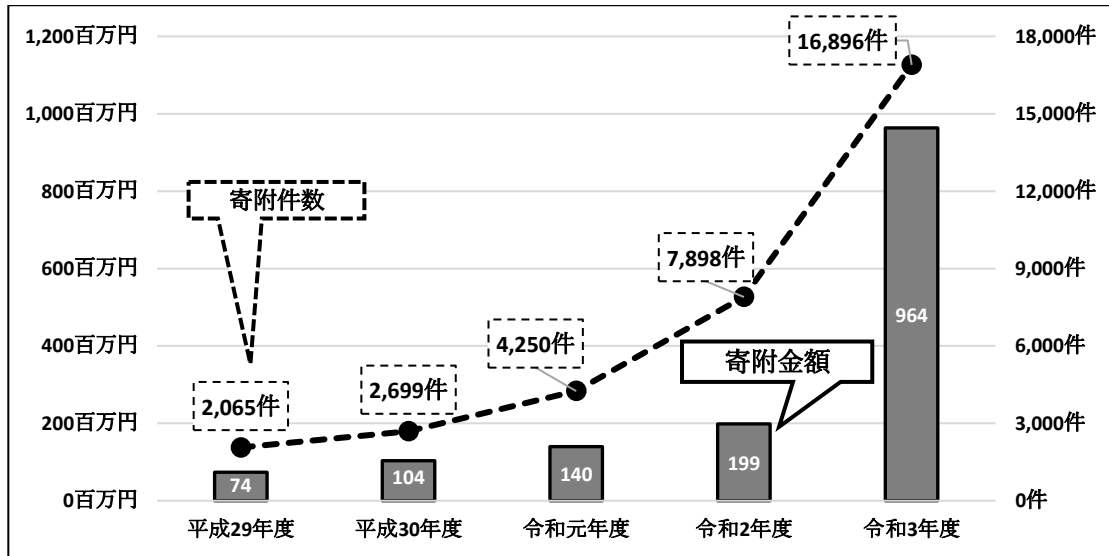
ここでは、近年、基金の重要な財源となってきたふるさと納税について整理する。市では、八尾のまちづくりを応援する目的の寄附を募り、各種事業に活用するため、「がんばれ八尾応援寄附金」を設けている。がんばれ八尾応援寄附金は、「ふるさと納税制度」が適用されており、市への寄附が増加傾向にある。

(参考) ふるさと納税制度

自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。

がんばれ八尾応援寄附金の推移は、以下のとおりである。
 全体的に増加傾向にあり、とりわけ令和3年度においては、新たに設けた寄附者に対する返礼品が好評であったことなどから、寄附金は多額になっている。

<がんばれ八尾応援寄附金の推移>



(出典：市のホームページ公表データより監査人が加工)

また、特定の目的のために資金を積み立てる「基金」と、特定分野で活用を求める「がんばれ八尾応援寄附金」は親和性が高いため、市では、希望された分野に使用するまでの間、一旦基金に積み立てて活用することとしており、寄附メニューである活用分野にあわせて指定された基金に積み立てられる。

したがって、がんばれ八尾応援寄附金を通じた寄附が基金の重要な財源の一部となっている。

がんばれ八尾応援寄附金（ふるさと納税）の受け入れ時に寄附者が要望できる活用分野と積み立てる基金は、下表のとおりとなっている。

活用分野	積み立てる基金	No ※	「がんばれ八尾応援寄附金」ホームページ紹介文
安全・安心	地域安全・安心のまちづくり基金	1	地域の防犯・防災を推進するための事業の実施や市民活動への支援に活用します。
災害支援	災害支援基金	2	災害により被災した市民やその他被災者への支援に活用します。
文化振興	文化振興基金	17	コンサートや演劇など、市民文化の振興事業に活用します。
市民活動支援	市民活動支援基金	7	市民団体が行う自主的かつ積極的な社会貢献活動の支援に活用します。

活用分野	積み立てる基金	No ※	「がんばれ八尾応援寄附金」ホームページ紹介文
地域福祉推進	地域福祉推進基金	9	地域福祉を推進するための事業の実施や市民活動への支援に活用します。
子ども育成支援	こども夢基金	13	子どもの明るい未来のために、子どもたちが健やかに育ち次世代育成を推進する事業に活用します。
産業振興	産業振興基金	14	ものづくり企業への支援、商工業の活性化など、産業振興事業に活用します。
八尾河内音頭まつり	河内音頭振興基金	15	八尾河内音頭まつりの振興に活用します。
緑化推進	緑化基金	18	保全樹木の保護や緑化啓発など、緑化推進事業に活用します。
桜	さくら基金	19	玉串川などの桜の保全及び再生に活用します。
公共施設整備	公共公益施設整備基金	5	市立小・中学校の耐震補強事業、公共施設の整備などに活用します。
教育推進	財政調整基金	4	学校教育、社会教育などの充実を図るための事業に活用します。
奨学制度充実	奨学基金	23	教育の機会均等を図るため、奨学金の給付に活用します。
子どもと大人の読書支援	図書館資料充実基金	27	読みたい本のある充実した図書館づくりに活用します。
観光魅力創造	魅力ある観光創造基金	16	八尾市の魅力発信及び観光施策の推進に活用します。
市長におまかせ	財政調整基金	4	魅力ある個性豊かなまちづくりに資する事業に活用します。

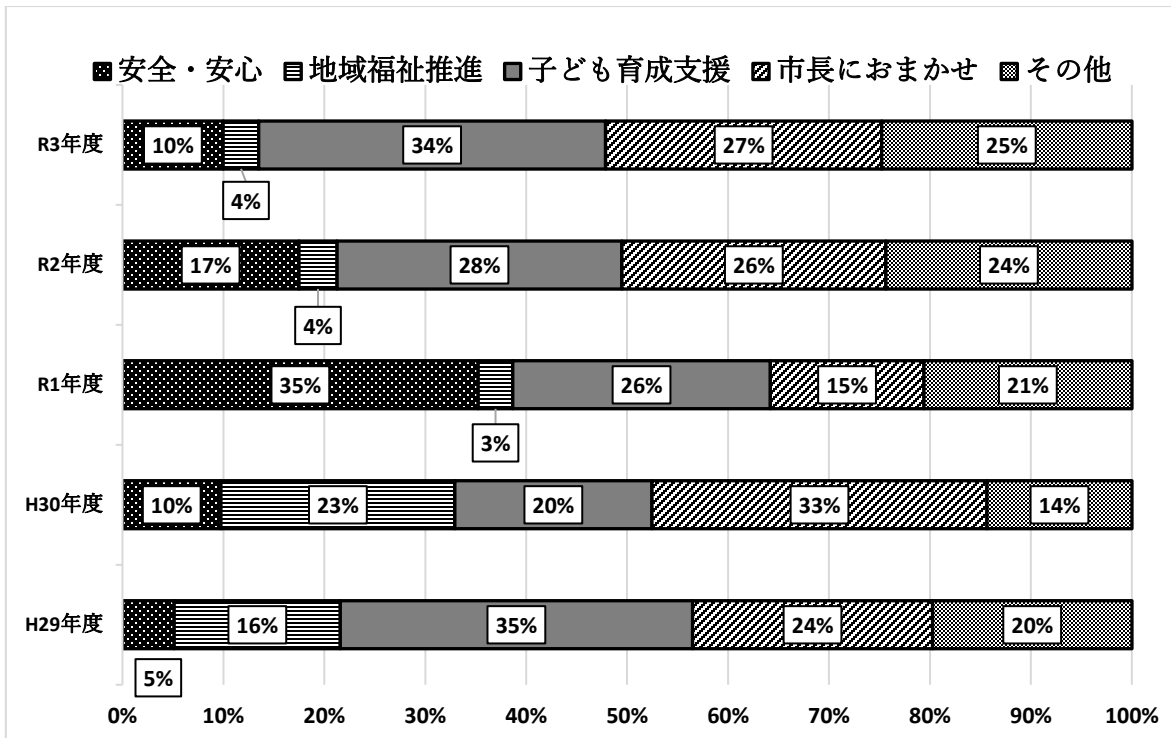
(出典：「がんばれ八尾応援寄附金」ホームページより)

※「No」は、5頁記載の<設置している基金の一覧>の「No」に対応している。

がんばれ八尾応援寄附金の活用分野別の寄附金額の割合について平成29年度からの推移は以下のとおりである。

寄附金額、寄附件数ともに、増加傾向にあり、令和2年度に比べ令和3年度は、寄附金額が4.8倍、寄附件数も2.1倍に増加しているが、寄附者による寄附目的の選択の傾向は大きく変わらず、令和3年度の寄附金額全体に占める割合の34%が子ども育成支援（こども夢基金）、27%が市長におまかせ（財政調整基金）となっている。

<がんばれ八尾応援寄附金の活用分野別寄附金割合の推移>



(出典：市ホームページのデータより監査人が加工)

【3】基金の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 基金の活用について

(意見1) 基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて

市は、基金が有効活用されているか、社会情勢等の変化に伴い基金の必要性が疑わしい状況にないかなど、定期的に「基金の見直し」を行うべきであり、その仕組みを全庁的に設ける必要があると考える。

基金を活用した事業の効果の測定、つまり事業実施の必要性の評価は、市の行政評価や事業実施計画の策定、予算査定などで確認していると思われる。しかし、事業の実施が基金の設置目的に照らしてその目標や中長期計画に貢献しているのか総合的に評価することも重要であると考え。そして、基金の活用状況の総合的な評価を踏まえたうえで、基金は、今後、有効活用が見込まれるのか検討する必要がある。

(意見2) 基金にかかる方針及び中長期計画について

基金は特定の目的のために財産を維持し、積み立て、又は定額の資金を運用するために設定されている。特定の目的に取り組むためには、本来、必要となる資金の目標

額があり、それに向けた積立計画が必要であり、また目的達成に向けた活用の「方針」を策定する必要がある。また、基金の性格にもよるが、安定的な積立ての見込みが立つ場合や多額の資金を保有する場合などは、「方針」に基づき「中長期計画」を策定する必要があるかどうかを検討すべきと考える。

(意見3) 基金の設置ルールについて

寄附金については、一般会計若しくは特別会計（公営企業会計含む）への歳入、あるいは既存の基金への充当が基本となるが、新たな基金の設置を検討する場合には、個人名を冠することの是非を含め、全庁的な設置ルールに基づいて行う必要がある、そのためには一定の判断基準を設けるべきと考える。

(意見4) 基金に積み立てる寄附金の活用目的変更に係る事前合意について

寄附者によって積み立てられている基金は、寄附者の意思を尊重して事業を実施する必要があるが、経済・社会情勢の変化により基金の意義が薄れる可能性もある。したがって、寄附金を受け入れて一定の年数を経過したのちには、改めて基金の存続の可否について検討すること、検討の結果によっては類似目的の基金に寄附金が編入される可能性があることを、寄附者から寄附金を受け入れる時に合意を得ておくことが望まれる。

(意見5) 基金の財源となるふるさと納税における活用分野の設定について

基金において実施する事業が十分なものとなるために、ふるさと納税の活用分野を集約して、基金の目的に親和性のある基金を複数カバーできるように設定するべきと考える。これにより、積み立てが必要とされている基金にも、寄附者の意思を反映したかたちで配分することができ、活用分野を細分化することにより寄附が集まりにくくなったり、毎年安定して寄附されるとは限らなかつたりすることでの資金繰りの問題を改善できると考える。

(意見6) 基金の活用状況にかかる情報開示について

ふるさと納税の活用分野の一覧や過去からの受入金額、基金において実施している事業名などは、市のホームページに掲載されているが、個別具体的な活用状況の報告は、担当課に委ねられている。

したがって、基金の積立てが必要であるのにも関わらず、特に残高が少ない基金は積極的に寄附してもらえるようにアピールできているか、活用状況が十分にされているかについて、各基金の担当課は再点検を行うことが必要と考える。それにより、最終的に市全体の寄附額増加にもつながると考える。

2. 基金の資金運用について

(意見7) 基金の資金運用に係る運用対象について

基金の効率的運用を行い得るよう、運用対象を預金債権とする場合の運用期間を拡大する規定の見直しを図るべきであると考えます。

また、現在、市では複数の基金が設置されているが、繰替運用や取崩しの想定されないものが複数ある。それら基金の資産については、会計年度内を運用期間とする必要がないため、複数年を運用期間とする預金債権以外の運用対象、例えば債券を運用対象とすることで、運用収益を拡大させることが可能となる。これは民間の事業者であれば、債券を運用対象として検討することが想定されるものであり、市としても基金の安全性の確保ということは重視しつつも、基金の資金運用という観点では検討しなければならない課題である。

(意見8) 資金運用に係る諸規則等の整備について

現在の超低金利情勢においては、資産の効率的活用という視点から債券への投資も選択肢のひとつとして検討すべき事項であり、そのためには、「八尾市債券運用基準」の再整備を行い、併せて基金の活用計画を策定し、具体的な資金運用を検討していくべきであると考えます。

【4】各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. [職員課] 職員厚生事業基金

(意見9) 今後の基金の在り方、活用の方向性の検討について

基金の積立ては運用利息のみであることから、基金設立当時の職員が負担していた基金の設立原資である当初分配金を元に現在在籍している職員が基金を活用しているにすぎない。

昨今、職員の健康増進についての意識が高まっており、職員の健康を維持することで質の高い市民サービスの提供や効率的な行政運営につながることを期待されることから現在実施している健康増進事業を継続的なものとし、基金も永続的に維持するという考え方がある。一方で、設立原資である当初分配金を使い切ることで基金の役割は果たすという考え方もある。

将来の基金の活用方針次第では積立てが必要になることから、今後の基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが重要であると考えます。

(意見10) 健康増進事業の周知状況について

利用実績が低い助成制度については、その原因を調査して、利用者への周知方法に問題がないか、助成対象範囲が十分であるかを含め市職員のニーズにあった内容か、などを毎年度検討した上で、次年度以降の助成制度の見直しを図るべきと考えます。

2. [健康保険課] 国民健康保険出産費資金貸付基金

(意見 11) 基金の廃止若しくは規模の縮小について

出産費資金貸付基金の役割は、直接支払制度の導入によって全うされたものと考え、当該基金の廃止若しくは規模の縮小を検討すべきであると考え。

3. [こども若者政策課] こども夢基金

(意見 12) 基金を財源に実施する事業の決定方法について

子育て、教育、子ども向けの健康などに対する施策は、当基金を担当するこども若者政策課以外でも、全庁的に行われている。

したがって、当基金の設置目的である「子どもが健やかに育ち、次世代育成を推進する」ことを達成するために、市全体で子どもの健全な育成を目的とする事業に当基金を活用できるように、市の施策決定プロセスである実施計画・予算編成過程における庁内での議論対象に当該基金の活用も含めた上で、活用する事業を決定していくことが望ましいと考える。

(意見 13) 基金の活用方針の策定について

各年度の基金の活用計画の基礎となる基金の活用方針を担当課は策定すべきと考える。

4. [文化・スポーツ振興課] 文化振興基金

(意見 14) 基金の活用状況に係る情報開示について

「寄附金はどのように活用されるか」など、より具体的なイメージができるよう、活用状況の要旨を明示すべきであると考え。

5. [農とみどりの振興課] 森林環境譲与税基金

(意見 15) 基金の活用計画の策定について

基金を有効に活用するために、中長期の視点で計画を策定し、その上で、当該中長期計画に基づき年度計画を策定、実行すべきである。

そのためには、翌年度の使用可能性のみならず、中長期的な観点での使用可能性について全庁に対するアンケートやヒアリングにより情報を集めることが有用と考える。

6. [土木管財課] 高井道子公園基金

(意見 16) 基金の活用方針の策定について

高井道子公園は、休養施設が設けられているなど設備が充実しており、市内の他の公園とは異なっている。当面は、現在の資金残高を取り崩すことで、設備や安全な環

境を維持・継続させることができるが、資金がなくなる時期を見据え、基金残高が十分にある現時点において、将来的な高井道子公園の在り方を検討し、財源となっている当基金の活用方針を策定することが必要と考える。

7. [学務給食課] 奨学基金

(意見 17) 奨学基金の在り方、活用計画の策定について

当基金からの事業費充当は運用利息のみで賄う方針としているため、奨学金事業費の財源は一般会計で補填を受けているが、ふるさと納税による積立分を運用原資に回さず事業費に充当すれば、一般会計からの補填は不要となる。または、基金の積立目標などの計画を立て、積立目標達成までは引き続き寄附金を奨学基金の運用原資とすることも考えられる。

したがって、ふるさと納税による寄附金の増加という環境変化の中、奨学基金の将来の在り方を検討し、中長期計画として定めるべきと考える。

8. [学務給食課] 奨学資金貸付基金

(結果 1) 債務者が長期間居所不明になっている債権の不納欠損処理について

過去の当基金からの貸付のうち、貸付を受けたものが居所不明になった債権については、早急に回収可能か検討して、回収不能と判断した場合には不納欠損処理を行うべきと考える。

(結果 2) 奨学資金貸付基金の名称使用について

当基金を管理目的で使用しているが、基金の名称を使用することは、地方自治法第 241 条に基づく基金と混同し、誤解を招きかねない。したがって、奨学資金貸付基金の名称を使用することは止めるべきである。

(結果 3) 運用益金の処理について

当基金は、八尾市奨学基金条例に基づくものであることから、当基金から生じた運用利息については、適用する八尾市奨学基金条例に明記されている運用益金の処理に従い、基金に編入すべきである。

(意見 18) 利用実績の乏しい貸付事業の廃止について

八尾市の奨学資金貸付基金による貸付制度は、大阪府育英会入学貸付金の制度と重複しており、利用実績からかんがみても、八尾市の貸付制度の役割は全うしたと考える。したがって、奨学貸付事業は廃止すべきである。

なお、貸付事業廃止までに、大阪府育英会入学貸付金の制度や八尾市の奨学金給付制度の周知方法等に市として課題がないかなど分析・検討し、利用予定者の不利益にならないような取り組みを行うことが望まれる。

(意見 19) 債務者が居所不明になった場合の債権の管理体制の整備について

長期の間、居所不明となっている未償還金に対して、回収への取り組み、不納欠損に向けた手続きがなされていなかったことを踏まえて、居所不明になった場合の未償還金の取り扱いなど、当貸付事業の回収事務についてルールを整備すべきと考える。

9. [学務給食課] 三好萬次奨学基金

(意見 20) 基金の活用方法について

当基金を設置した平成元年当時は、運用益により一定の金額を継続的に活用することが可能であり、また、当該基金の元本相当部分を維持することで安定的な事業運営に寄与していたものと考えられる。しかしながら、現在は、金利情勢が大きく異なっており、少額の運用益のみを奨学基金に充当することにとどまっている。

元本を維持し運用益を活用する方法は、安定的かつ継続的な運用に資するものとして、条例制定当時においては適当であったと考えられるが、現状においては、十分な活用方法とは言いがたい。

趣意書には、元本を維持することまでは明記されていないことから、当基金の活用方法については改めて検討するべきと考える。

10. [学務給食課] 杉本久仁一こども食育支援基金

(結果 4) 成長手帳作成事業に係る基金からの充当額について

「八尾っ子せいちょうぶっく」の作成費用について、基金の適切な費用負担とするべく、「成長手帳作成事業」に充当すべき費用の根拠となる請求書等をこども施設運営課から入手し、基金から支出する金額の妥当性について担当課も確認を行うべきと考える。また、作成費用にかかる当基金の負担割合についても、改めて検討を行うべきと考える。

(意見 21) 基金を財源に実施する事業の有効性評価と基金の活用方針の策定について

寄附の目的である子どもの食育を充実させるためには、現在実施している学校食育推進業務委託事業の有効性評価を行ったうえで、他の事業への活用を含め、さらなる基金の有効活用をするべく基金の活用方法の拡充を進めることが望まれる。

(意見 22) 学校食育推進業務委託事業における欠食児童等に対する食事提供費用の精算方法について

毎年 2,500 千円が学校食育推進業務委託事業の予算として事業費に充当されているが、委託費の上限が決まっていると、委託費の上限までしか支援を行わないことから児童等に対して必要な支援が行き届かないといったことが生ずる可能性は否定できない。

そのため、欠食児童等に対する食事提供については実績払いとする契約を締結するべきと考える。

11. [生涯学習課] 図書館資料充実基金

(意見 23) 教育委員会への報告事項の明確化について

教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することや特に重要と認める事項を決定する機関であることから、その決定にあたり必要な情報は過不足なく提供される必要がある。しかし、教育委員会への報告事項が明確になっていないことにより、必要な報告が漏れ、その結果、中立的・専門的な行政運営を担保するために設置された教育委員会の機能が十分に働かない可能性がある。したがって、教育委員会事務局から教育委員会への報告事項を明確にすべきであるとする。

(意見 24) 基金の活用状況の開示の拡充について

実施した事業の詳細の開示を行うことは、寄附の使い道が明確になり実際に寄附した者にとっても有用であると同時に、新たな寄附を呼ぶことにもつながると思われる。担当課によると、一般財源と基金から図書資料を購入している状況のため、基金で購入した図書資料を個別に開示するのは難しいとのことであるが、他の財源が含まれていることも示した上で、「寄附金はどのように活用されたか」など、より具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図るべきであるとする。

第3 債権の管理について

【1】債権の概要

1. 債権の定義

債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である（地方自治法第 240 条第 1 項）。

2. 債権の区分

市が管理すべき対象とする債権には、地方税、分担金、使用料、手数料等の公法上の収入金に係るもののほか、物件の売払代金、貸付料等の私法上の収入金に係るものがある。また、歳出金の誤払い又は過払いに基づく返還金に係るものもある。

市が有する債権は、公法上の原因により発生する「公債権」と私法上の原因により発生する「私債権」に区分される。また、公債権については、「自力執行権のある債権（国税、地方税の滞納処分の例により徴収を行う債権）」と、「自力執行権のない債権」に分かれる。

これらの債権について、地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他の保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとし、また、地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる（地方自治法第 240 条第 2 項、3 項）。

したがって、市は債権が発生した場合には法令等に基づき、適正に管理する必要がある。

3. 市の債権管理の概要

市は、「市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的」として八尾市債権管理条例を定め、同条例の施行に関し必要な事項については八尾市債権管理条例施行規則を定めている。

八尾市債権管理条例は、法令又は他の条例若しくは規則等に特別の定めがない場合に適用されるものであって、市税を含めた市の債権の全体については、市長等の責務（第4条）や台帳の作成（第5条）及び督促（第6条）の義務を定めるに止まり、市税を含めた強制徴収公債権の管理については地方税法、国税徴収法その他関連する条例や規則等に委ねられ、私債権等、すなわち民事徴収公債権（非強制徴収公債権）及び私債権の管理に関して、地方自治法及び地方自治法施行令に対応する事項について定めたものとなっている。

そこで、市では適正な債権の管理、回収、整理を全庁的に進めるため、「債権管理マニュアル（自力執行権のない公債権・私債権編）」を作成している。この財政部債権管理課（現財政部財政課債権管理室）が作成したマニュアルは債権管理の標準的なものであり、「本マニュアルは標準的なものであり、各債権については性質も多岐にわたるため、各債権所管課において本マニュアルを活用し、より個別具体的なマニュアルを作成し、ノウハウの蓄積を進めていくことが重要である。」としている。

【2】債権の概況

1. 収納未済額の推移

市が有する債権の中で、過去3年間において、調定額（納入金額、納入義務者等の歳入を徴収しようとする権利の内容を調査して決定された額）のうち出納整理期間までに納入されなかった「収納未済額」の発生状況は、以下のとおりである。

<収納未済額の推移>

(単位：千円)

債 権 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雇用保険料個人負担金	-	-	1
市税	827,807	945,408	724,317
特別定額給付金返還金	-	200	200
住宅確保給付金返還金	-	-	351
生活保護費返還金	58,851	58,302	66,262
過年度支出金返還金	2,520	3,626	4,489
老人福祉施設利用者負担金等	880	2,405	3,185
過年度支出金返還金（特別障害者手当等過誤払返還金）	85	61	37
障がい福祉サービス費等返還金	20,709	30,248	57,353

債 権 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）	17,462	15,335	13,786
ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	-	48	-
子育て世帯への臨時特別給付金返還金	-	-	200
未熟児養育医療負担金	1	11	13
認定こども園等利用者負担金等（延長保育利用者負担金・給食費保護者負担金等）	283	408	501
放課後児童室使用料	3,937	3,213	2,796
幼稚園保育料	214	230	145
助産施設利用者負担金	115	115	115
保育所利用者負担金	4,824	2,778	1,942
ひとり親家庭保育支援事業利用料	-	-	2
市民運動広場利用者実費負担分	-	-	14
し尿汲取手数料	748	1,130	891
空き家応急措置費用	1,078	894	834
市営住宅使用料	139,067	139,690	137,398
土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）	17,667	18,102	18,163
市営住宅共益金収入	3,029	3,033	2,913
社会福祉事業消費税過払い返還金	-	-	24,715
診療報酬等返納金	-	30,232	30,232
一 般 会 計 合 計	1,099,277	1,255,469	1,090,855
介護保険料	137,304	123,460	115,322
介護保険法第22条に係る被保険者等返納金	11,046	4,681	4,596
介護保険法第51条に係る過誤払返納金	-	-	1
介護保険法第51条の2に係る過誤払返納金	-	-	-
介護保険法第51条の3に係る過誤払返納金	1,751	548	548
その他返納金	8,611	3,738	3,657
国民健康保険料	2,680,693	2,397,941	2,266,350
国保法第65条に係る返納金	57,682	48,522	48,196
過年度支出金返還金（出産一時金）	352	-	-
後期高齢者医療保険料	20,071	24,652	24,183
診療報酬等返納金	-	7,692	7,692
母子父子寡婦福祉資金貸付金	31,135	32,012	28,813

債 権 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別会計合計	2,948,645	2,643,246	2,499,358
同和更生資金貸付金	3,630	3,603	3,495
小規模企業緊急小口事業資金貸付金	2,247	2,117	1,988
貸付金債権合計	5,877	5,720	5,483
診療報酬窓口負担分	36,351	37,479	45,161
水道料金	107,819	102,866	98,978
修繕工事収益	329	224	417
下水道使用料	98,453	109,645	113,550
下水道事業受益者負担金	2,627	2,444	2,389
企業会計合計	245,579	252,658	260,495
総 合 計	4,299,378	4,157,093	3,856,191

※企業会計分の現年度については、決算（3月末）ではなく5月末時点の金額。

※下水道事業受益者負担金は、企業会計上の資本的収入であり現金主義での経理とされていることから決算書の数値とは異なる。

(出典：市作成の各年度の「債権の収納状況」より監査人が加工)

2. 監査の対象とする債権

監査の対象とする債権は、前記の収納未済額の推移の表に掲載のある債権のうち、以下のものとする。

(単位：千円)

No	債権名	担当課	令和3年度末 収入未済額
1	老人福祉施設利用者負担金等	高齢介護課	3,185
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども若者政策課	28,813
3	障がい福祉サービス費等返還金	障がい福祉課	57,353
4	過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）	こども若者政策課	13,786
5	市営住宅使用料	住宅管理課	137,398
6	市営住宅共益金収入	住宅管理課	2,913
7	土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）	住宅管理課	18,163
8	生活保護費返還金	生活福祉課	66,262
9	過年度支出金返還金	生活福祉課	4,489
10	保育所利用者負担金	保育・こども園課	1,942

監査対象を選定するにあたり、過去に包括外部監査のテーマとして選定されているかどうか、その結果に対する措置状況、過去3年間の調定額、収納未済額の発生状況、発生理由等、債権の内容、金額的重要性、収納率（各年度の収入額を調定額で割ったもの）を勘案した。

【3】債権の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

（意見 25）延滞金の徴収減免手続きの債権管理マニュアルへの追加について

福祉目的のため所得水準に基づき徴収額が決定されるなど、支払能力を超える調定額は、そもそも市は実施していない。税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例においても、原則として延滞金を徴収すべきとしており、本来、生活が厳しい中でも支払期限を遵守している市民がいるなかで、公平性・公正性の観点から、期限超過に対しては延滞金を原則どおり、徴収する必要がある。債務者の状況を勘案して延滞金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で、必要な決裁を得て、文書として残す必要がある。

また、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条を適用して減免する際の手続きについては、複数の部署で実施されていなかったことから、債権管理マニュアルに明記して全部署に周知することが望ましいと考える。

【4】各債権の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. [高齢介護課] 老人福祉施設利用者負担金等の債権管理について

（結果 5）延滞金の徴収減免手続きについて

納付期限を超過した老人福祉施設利用者負担金等については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。

2. [障がい福祉課] 障がい福祉サービス費等返還金の債権管理について

（結果 6）延滞金の徴収減免手続きについて

納付期限を超過した障がい福祉サービス費等返還金については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。

(意見 26) 分納期間が長期にわたる債権に係る債務者の財産調査について

収納の期間が長期に及ぶ等、一定の要件に該当する場合には、その分納期間の決定にあたって、債務者から決算書、確定申告書等の当該事業者の財産状況及び収入・支出状況を把握することができる証明書類の提出を条件とする等、より慎重な対応を行うべきであり、それを規定として明文化した上で市として運用すべきと考える。

(意見 27) 分納期間が長期にわたる債権に係る分納期間等の見直しについて

収納が分納によって行われる場合には、債務者の財産状況等の定期的な更新を行い、分納期間の見直しの可否を検討すべきと考える。

(意見 28) 滞留債権の専門家への回収依頼について

回収、督促に関する内部規定を策定し、滞留期間、債務者の状況等、一定要件を定め、弁護士等に回収を依頼する等、回収可能性が高める施策を図るべきと考える。

(意見 29) 分納時における口座振替の利用について

収納にあたっては、口座振替の利用を原則とすることを検討すべきと考える。

3. [住宅管理課] 市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）の債権管理について

(結果 7) 家賃等分納誓約書の記入手続きについて

家賃等分納誓約書は、当書面において誓約した納付期限を超えて履行しない場合、「住宅の明渡し等いかなる処分を受けても異議がない」ことを、本人が宣誓するものである。したがって、納付計画を本人ではなく市職員による記入がされる場合は、複数人が立会う、経緯を記録するなど、ルールを設けた上で慎重に行うべきである。

(意見 30) 決裁日付等の記載漏れについて

伺い書の決裁は、家賃減免承認書が送付される根拠となる意思決定であることから、決裁日及び施行日などの事務処理に係る日付を記載することは重要な事務手続きである。

市は令和4年度より伺い書によらず、システムにより文書管理を行っているが、同様の事案が生じないよう適正な事務手続きを行う必要がある。

以上